平成２９年（フ）第２０１６号
横浜市港北区新吉田東６丁目49番43―202号
債務者　三輪　明夏（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０５８号
横浜市都筑区勝田町266番地１　11―401
債務者　相原　長武
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０９８号
神奈川県茅ヶ崎市南湖４丁目３番７号　森ハイツ２―102
債務者　赤澤　和子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１３４号
神奈川県茅ヶ崎市美住町18番43号
債務者　宇田　勇幸
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１７８号
横浜市緑区長津田みなみ台７丁目33番地15
上の原グリーンハイツ10棟410号
債務者　菅谷　敦己
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１７９号
横浜市緑区長津田みなみ台７丁目33番地15
上の原グリーンハイツ10棟410号
債務者　菅谷　美保
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１９７号
神奈川県大和市福田２丁目３番地18　ガナドーレ桜ケ丘駅前506号
債務者　山田　房子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２０１号
横浜市南区蒔田町字谷戸田963番地１　ハピネス蒔田壱番館101号
債務者　樅山　裕太
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１６２号
神奈川県綾瀬市深谷1875番地１　リバーサイド401
債務者　恩田　恭孝
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第７号
兵庫県豊岡市野田字河原田１番地
破産者　株式会社雅運送
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
兵庫県朝来市山東町矢名瀬町782―15、商業登記簿上の本店所在地兵庫県西脇市西脇907第一ビル202号
破産者　株式会社研都エンジニアリング
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第１５４号
埼玉県比企郡川島町上伊草1484番地８
破産者　有限会社アドプラン
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２８８号
埼玉県所沢市大字牛沼429番地の14
破産者　有限会社田村住建
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１５号
岩手県奥州市水沢区東上野町３番２号
破産者　株式会社コマ商会
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第７７号
千葉県大網白里市大網30番地６　栗原アパート101号
破産者　小長谷　勇
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第２３７号
愛知県知多郡美浜町大字上野間字西之脇20番地
破産者　中野　勝久
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６１号
三重県松阪市川井町702番地　セントナージュ406号
破産者　東　逸英
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部